

福山市アライグマ及びヌートリア防除実施計画書

2021年(令和3年) 4月 1日

目 次

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 特定外来生物の種類
- 3 防除を行う区域
- 4 防除を行う期間
- 5 現状
 - (1) 生息状況
 - (2) 被害状況
 - (3) 捕獲状況
- 6 防除の目標
- 7 防除の方法
 - (1) 捕獲及び処分
 - (2) 捕獲の記録及び情報提供
 - (3) モニタリング
 - (4) 被害発生の防止措置
- 8 合意形成の経緯
 - (1) 防除実施協議会の開催
 - (2) 土地所有者・施設管理者との調整
- 9 普及啓発

1 計画策定の背景と目的

(1) 福山市内における生息と被害の背景

ア アライグマ

アライグマは北米原産で、本来日本には生息していませんでしたが、1970年代から愛玩動物として大量に輸入され飼育され始めました。しかし、飼いきれなくなり、途中で捨てられたり、逃げ出したりして、野生化し繁殖を続けるようになりました。それに伴い、野生化したアライグマは、全国的に深刻な農業被害や家屋侵入被害、生態系被害など、私たちの生活環境に影響を及ぼすまでに至っています。また、狂犬病やアライグマ回虫など動物由来感染症の媒介も危惧されています。

福山市では、2012年（平成24年）頃から生息が確認されていましたが、その後、生息域が急速に広がり市内全域において生息が確認されています。

イ ヌートリア

ヌートリアは南米原産で、本来日本には生息していませんでしたが、戦前・戦後（～1950年（昭和25年）頃）に防寒用の毛皮採取を目的として日本に輸入され飼育が行われました。しかし、毛皮需要の減少とともに、その一部が野外に放逐されるなどにより野生化して、主に西日本を中心に生息域が拡大し、農作物の被害や生態系への悪影響を及ぼしています。

福山市では、2002年（平成14年）頃から生息が確認されていましたが、個体数・生息範囲が拡大し、特に水稻など農作物への被害が増加しています。

(2) 計画策定の目的

アライグマ及びヌートリアは、2005年（平成17年）6月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」と表記します。）により、このような被害を及ぼす生物として特定外来生物に指定され、野外へ放すことが禁止されるとともに、販売及び飼育等も原則禁止され、安易な飼育や野生化にも歯止めがかけられています。

アライグマ及びヌートリアは、これまで「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護管理法」と表記します。）に基づく狩猟動物として捕獲が行われてきましたが、市民・農業者等関係団体との連携による地域ぐるみの対策を積極的に推進するため、外来生物法に基づく防除実施計画を策定するものです。

2 特定外来生物の種類

アライグマ（学名：Procyon lotor プロキユオン・ロトル）

ヌートリア（学名：Myocastor coypus ミュオカストル・コイプス）

3 防除を行う区域

福山市全域 「区域図」のとおり。

4 防除を行う期間

2021年（令和3年）4月1日から2031年（令和13年）3月31日まで

5 現状

(1) 生息状況

ア アライグマ

2012年（平成24年）頃から、熊野町で発見され、その後、近隣地域へ生息範囲を広げています。また、近年では、市内全域で生息が確認されており、市の特産品「ぶどう」などの被害も確認されています。

イ ノートリア

2002年（平成14年）頃から、芦田川下流で発見され、その後、市内全域に生息が拡大し、河川・水路・池など水辺付近の農作物の被害が増加し、市の特産品「くわい」の被害も確認されています。

(2) 被害状況

被害届による報告等はありませんが、地域住民から目撃情報や農作物への被害状況を聞き取ることがあり、潜在的な被害は多いものと推測されます。

特に、アライグマは、民家の屋根裏での目撃情報もあり、今後、生活被害の拡大も懸念されています。また、ノートリアの目撃情報及び苦情も後を絶たず、今後も被害の拡大が懸念されています。

獣種	年度	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
アライグマ	被害面積 (ha)	0.05	0.04	0.03
	被害額 (千円)	671	295	134
ノートリア	被害面積 (ha)	0.01	0.12	0.01
	被害額 (千円)	11	115	9

(3) 捕獲状況

獣種／年度	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
アライグマ (頭)	5	9	24
ノートリア (頭)	29	33	10

6 防除の目標

福山市においては、アライグマ、ノートリアともに個体数・生息数が拡大しつつあると考えられているため、地域からの完全排除を目標とします。

7 防除の方法

(1) 捕獲及び処分

ア 捕獲する区域及び期間

捕獲は、生息する可能性のある地域において、年間を通じて実施します。

捕獲を行う際には、地域ごとに可能な限り詳細な生息状況及び被害状況の調査を行い、必要に応じて重点的な捕獲や監視体制を強化する地域（重点捕獲地域）を設定して行うこととします。

なお、効果的に個体数を減少させるため、必要に応じて繁殖期前などに重点捕獲期間を設定して行うこととします。

イ 捕獲方法

アライグマ及びノートリアの生息環境、錯誤捕獲・捕獲事故の防止、捕獲効率、捕獲事例、捕獲体制等を勘案し、原則として「箱わな」による捕獲とします。

また、捕獲に使用する「箱わな」には、外来生物法に基づく防除である旨を記載した市発行の標識（別添資料1：金属製又はプラスチック製とする。）に、捕獲従事者の住所、名前、電話番号等の連絡先及び捕獲期間を記載し、1基ごとに装着することとします。

ウ 捕獲体制

(ア) 地域ごとの捕獲体制づくり

計画的で効果的な捕獲を実施するため、地域の実情に精通した「(わな) 狩猟免許保持者」を構成員とする捕獲体制を整備します。

①地域ごとの捕獲従事者の構成

アライグマ及びヌートリアの捕獲に従事する者（以下「捕獲従事者」という。）は、原則として(わな) 狩猟免許を有する者とします。

ただし、狩猟免許を有しない被害農家等で、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者（広島県、福山市、狩猟登録者（広島県猟友会に所属する福山市内の猟友会員又は有害鳥獣捕獲班員）及び福山市又は有識者が実施する適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習会を受講した者）についても捕獲従事者に含むものとします。

②捕獲従事者

捕獲をしようとする者は、本計画に基づく「捕獲従事者申込書」（様式第1号）を提出し、市が発行する「捕獲従事者証」（様式第2号）を取得するものとします。

(イ) 捕獲従事者台帳の整備等

福山市は、捕獲従事者に対して捕獲の内容を具体的に指示するとともに、捕獲従事者の担当地域、狩猟免許の有無等について記載した「捕獲従事者台帳」（様式第3号）を整備するものとします。

エ 捕獲に係る留意事項

市及び捕獲従事者は、捕獲を実施する際には、次の事項に充分留意することとします。

(ア) 錯誤捕獲の防止

- ・目撃情報や被害情報の分析、足跡、糞、食痕等のフィールドサインの確認、あるいは侵入経路の把握等により、箱わなの適切な設置場所を判断するものとします。
- ・箱わなに使用する餌は、可能な限りアライグマ及びヌートリアのみを捕獲し得る餌を選定するものとします。
- ・捕獲に当たっては、防除対象生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がないよう配慮するものとします。
- ・箱わな等の設置期間中は、原則として一日一回以上の巡視を行うものとします。

(イ) 事故の発生防止

- ・事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、捕獲従事者は市が発行する「捕獲従事者証」（様式第2号）を携帯することとします。
- ・わなを設置した場所の周辺で子どもが遊ぶことがないか等周辺への安全確保を徹底します。また、事故防止の観点から、必要に応じて設置を夜間に限定するなど地域の実情に応じた対策を講じることとします。
- ・寄生虫や感染症、その他病原菌を保有している可能性があるため、捕獲した個体の取扱いに当たっては、革手袋などを使用し、接触や糞の始末の後には十分な手洗い、除菌など衛生管理に努めることとします。また、噛みつきや引っかきなどで負傷した場合には、傷口を消毒し、必要に応じて医療機関の診察を受けるなど適切な措置を講じることとします。

- ・使用後の箱わなは、洗浄又はバーナーによる消毒などを行い、感染症等の予防に努めます。

(ウ) その他

- ・狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、鳥獣保護管理法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤解されることのないよう適切に実施することとします。
- ・『猟法』で禁止又は制限された爆発物、劇毒、毒薬を使用する方法、据銃、落とし穴その他人の生命又は身体に重大な被害を及ぼすおそれがあるトラバサミ等を使用する捕獲は行わないこととします。

オ 捕獲個体の処分

(ア) 処分方法

捕獲した個体は、原則として、できる限り苦痛を与えない適切な方法（二酸化炭素による安楽死等）により殺処分（処分のための自動車による運搬を含む）し、適切に処理します。

(イ) 処分の例外

捕獲個体について、学術研究、展示、教育、その他公益上の必要性があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者に譲り渡すことができることとします。

(ウ) 殺処分後の個体処理

殺処分後の個体については、放置せずに速やかに処理します。

この場合、感染症の危険性等を勘案し、原則として市のごみ処理施設等で焼却処分することとします。

(2) 捕獲の記録及び情報提供

捕獲従事者は、「捕獲報告書」（様式第4号）を作成し、福山市経済環境局経済部農林水産課に提出するものとします。

なお、同課は、隣接市町を含む広域的な対策に資するため、本票もしくはこれを整理した資料を、必要に応じて広島県東部農林水産事務所に情報提供します。

(3) モニタリング

生息状況、被害状況及び捕獲状況を適切にモニタリングし、捕獲の進捗状況を点検するとともに、その結果を以後の防除の実施に反映させることとします。

新たに生息が確認された場合、個体数・分布が拡大する前の早期捕獲が重要であることから、早期発見・早期対処のための監視等に努めます。

このため、地域住民・捕獲従事者・狩猟者・道路又は河川管理者等から収集したアライグマ及びヌートリアの目撃・被害・捕獲に係る情報を「特定外来生物目撃等記録表」（様式第5号）に記録します。

(4) 被害発生の防止措置

自治会や農業団体等地域ぐるみで、アライグマ及びヌートリアの生態的特性を踏まえた予防措置、被害発生防止に取り組むなど、地域住民等の積極的な参画と協働により、被害の事前回避、軽減を図ります。

ア 被害の予防措置（誘引条件の排除）

市民等は特定外来生物を誘引しないように、次のことに留意します。

- ・農作物の未収穫物、落果実等を農地に放置しない。
- ・特に水辺に近い農地で、農作物の未収穫物、残さ、生ごみ等を放置しない。
- ・生息する水辺の草地の刈り払いを行う。
- ・犬や猫などペットの残り餌を放置しない。
- ・残飯を屋外に放置しない。
- ・ごみ収集場ではごみを出す時間を厳守し、ネットをかける。

イ 侵入の防止措置

市民等は、特定外来生物の侵入を防ぐため、次のことに留意します。

(ア) アライグマ

- ・人家の屋根裏、納屋、廃屋等への侵入を防ぐため、換気口や隙間を金網などでふさぐ。
- ・人家の屋根裏、納屋、廃屋等への侵入を確認した場合は、屋根裏で燻煙剤をたくなどにより追い出した後、侵入箇所をふさぐようにする。
- ・農地等への侵入を防ぐため、ワイヤーメッシュ柵などの物理柵と電気柵を組み合わせた複合柵など効果的な柵を設置する。

(イ) ヌートリア

- ・農地（水辺周辺）への侵入を防ぐため、水辺と農地の間にトタン・ワイヤーメッシュ（目の細かいもの）、又はこれと電気柵を上下に組み合わせた複合柵などの侵入防止柵を設置します。

8 合意形成の経緯

(1) 福山市有害鳥獣対策協議会の開催

市は、有識者、農業関係団体、自然環境保全団体（専門家）、狩猟団体の代表者等で構成される福山市有害鳥獣対策協議会を設置し、防除の目的、方法等の確認、役割分担に係る調整等を行っています。

(2) 土地所有者・施設管理者との調整

防除を行う区域の土地所有者、施設（河川、水路等土地改良施設、緑地等）の管理者に対しては、防除実施内容に係る周知を図ります。

なお、説明を求められた場合には、直接説明し理解を得られるようにします。

9 普及啓発

防除の目的や防除内容を地域住民に知らせるため広報紙やホームページへの掲載を行うなど普及啓発に努めるとともに、目撃等の幅広い情報提供を求めるものとします。

また、地域住民等から目撃等の情報提供を広く求めるとともに、防除の実施状況やモニタリングの結果を地域住民等に情報提供し、さらに効果的な防除計画の推進に資するものとします。

なお、捕獲従事者以外の者（鳥獣捕獲許可を受けて捕獲を行う者及び狩猟により捕獲を行う者を除く。）がアライグマ及びヌートリアを捕獲しないよう、地域住民等への周知を図るものとします。